

仕 様 書

- 1 修 繕 名 令和 7 年度ペットボトル等処理施設残渣運搬機改修
- 2 履 行 場 所 東広島市黒瀬町国近 1 0 4 2 7 番地 2 4 賀茂環境センター
- 3 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 修繕の目的

本修繕は、ペットボトル等処理施設の残渣運搬用シュートについて、省力化及び安全化を目的として、垂直搬送機に改修するものである。

5 施工基準

- (1) 本修繕の施工にあたっては、下記に示す図書のほか、本仕様書によるものとする。
- (2) この仕様書に記載のない事項に関しては、原則として下記による。また、仕様の変更追加等が生じた場合は発注者、請負業者で協議の上決定する。
 - ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(機械・電気設備工事編)(令和 4 年版)
 - ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(機械・電気設備工事編)(令和 4 年版)
 - ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」(機械・電気設備工事編)(令和 4 年版)

6 優先順位

本修繕は下記により施工し、相互間の内容に相違がある場合の優先順位は、次に示す記載の順序とする。

- ① 質問回答書、②本見積要領・設計仕様書、③公共建築改修工事標準仕様書（令和 4 年度版）、④既存建物竣工図書

7 質疑

- (1) 本修繕に関する疑義は、契約前に質疑応答書をもって相互確認すること。
- (2) 設計図書、仕様書に記載がなくとも、構造及び設備上から当然必要だと認められる事項については、発注者との協議に従い施工する。
- (3) 仕様書、見積書、設計図書等に記載の無い不測の事態が発生した場合は、お互いに誠意を持って協議し、問題の解決に努めること。

8 事前見学等

施工箇所の事前見学をできる限り行うこと。事前見学は、事前に申し出た上で、令和 7 年 1 0 月 2 4 日までに発注者が認めた時間帯において認めることとする。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。（質問書提出期限：令和 7 年 1 0 月 2 4 日）

9 設計変更

- (1) 発注者の要求により設計変更が生じた時は、原則として予めそれに代わる見積を提出し発注者の承認を受けた上で変更工事に着手する。
- (2) 施工上の都合で形状、位置を多少変更する等の軽微な変更の場合、請負金額は増減しない。

10 工法の決定及び事前調査

- (1) 事前に決定されている場合を除き、仮設や工法等、工事を完成する為に必要な手段については、請負者が施工計画、要領書を作成し発注者の承諾を得た上で決定する。
- (2) 修繕着手前までに、工事箇所及び関連設備など全体の事前調査を行い、施工にあたり補修が必要な箇所について、数量及び補修程度を記録し、発注者の承認を受けること。

11 一般事項

- (1) 受注者は、本修繕の履行に当たり、日本国の法令を順守し、本仕様書及び設計図面に定められた項目を確実に履行するものとする。
- (2) 受注者は、修繕の実施にあたって、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その旨を速やかに発注者に報告する。なお、発注者の責任に帰する場合のほかは、受注者がその賠償の責任を負うものとする。
- (3) 本組合では、省資源・省エネルギーの推進、3R（発生抑制、再使用、再生利用）活動の推進及びグリーン購入の推進等、環境負荷の軽減に関する取組みを行っていることから、本修繕の履行においても、可能な範囲で、環境に配慮して作業を実施する。
- (4) 本仕様書及び契約書に定めがない事項のうち、本修繕を行うにあたり必要と思われる事項については受注者の責任で行なうものとし、それ以外は発注者と受注者と協議の上定めるものとする。
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項に規定に準じて発注者が行う監督業務は、担当課職員の中から選任された者（以下「担当職員」という。）が行うものとする。
その他、請負者との協議・調整及び履行確認、検査の立会等の業務についても担当職員が行うものとする。
- (6) 本修繕の履行にあたり、施設運営上支障のないよう、施設のスケジュール・要望等を確認し、綿密な施工計画により工程管理を行う。
- (7) 発生材は、特記がある場合を除き、場外搬出のうえ適正処分するものとする。
- (8) 本修繕の履行に必要な電気及び水は、既存施設のものを無償にて利用できるものとする。また、作業に必要な圧縮空気または、溶接電源については、原則発注者が供給する。ただし、多量に使用する場合または、施設運営上支障となる場合は、受注者が別途空気圧縮機または、ウェルダー等を用意しなければならない。
- (9) 受注者は、工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。なお、届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ担当職員に報告しなければならない。

12 修繕の内容

修繕範囲は、本仕様書及び図面に示す設備、機器及び部品とし、補修整備の詳細は、次のとおりとする。

(1) 垂直搬送機

- ① 既設鋼製シュートを撤去し、垂直搬送機を設置する。
 - ② 設置後は試運転を行い、実用上の支障がないよう調整する。
 - ③ 仕様は次のとおり。
 - ・ 鈴木製機(株)製ポーフトオート AKS-100型 (2 停止)
 - ・ 積載荷重 100kg
 - ・ 電源 三相200V
 - ・ 昇降速度 10m/分
 - ・ 搬器寸法 W812×D830×H1050mm
 - ・ ローラーコンベヤ式 搬送高 = FL+400mm
- ※ 1 - 2 階 2停止 同一方向出入り

(2) 床開口・解体工事

- ① 垂直搬送機を設置するための、床開口の拡張・撤去する。
- ② 開口部は、必要な補強を行い、デッキスラブ端部は、コンクリート止め等で既設同様に仕上げる。
- ③ 3 階から2階へのステンレス製シュートについて、本工事に支障がないよう一部撤去する。
- ④ シュート撤去範囲及び端部の仕上げ形状については、あらかじめ担当職員と協議する。

(3) 電気工事

- ① 垂直搬送機に必要な電源は、付近の建築動力盤から分岐する。
- ② 電気工事の仕様及び施工基準は、5 施工基準の項に示すものとし、その他は既設に準ずる。
- ③ シュート撤去範囲及び端部の仕上げ形状については、あらかじめ担当職員と協議する。

(4) その他

- ① 施工上支障となる配管等がある場合は、切り回しを行い操業に支障がないよう措置する。
- ② 施設の運転作業員が安全に通行できるよう、動線確保及び安全養生を行わなければならない。
- ③ コンセント及び水、便所は、施設内のものを使用できるものとする。

13 提出書類

本修繕の履行にあたっては、契約約款に定める書類のほか、次の書類を提出すること。

(1) 着工前

- ① 着手届
- ② 実施計画書 (全体工程表添付)
- ③ 施工計画書 (仮設計画、現場編成等を含む)
- ④ 修繕実施責任者及び主任技術者指名届

（２）工事中

- ① 自主検査報告書（担当職員が指示する場合のみ。）
- ② 仕様材料メーカー一覧及びカタログ（都度）

（３）完了時

- ① 材料納入リスト(使用材料一覧表)、保証書
- ② 写真（着手前、作業中及び完了の写真、作業内容を明記すること。）
- ③ 報告書（作業内容及び結果の報告）
- ④ 監督立会書類（材料確認書、段階確認書、立会書）
- ⑤ 修繕完了届

（４）施工図

発注者が指示する場合は、必要な施工図を提出し承認を受けること。

14 材料

（１）同等以上の材料

- ① 本修繕に使用する材料は、本仕様書において特記されたもの、またはこれと同等品を使用する。
ただし、同等品を使用する場合は、あらかじめ、同等品確認書を提出し、担当職員の承認を受けるものとする。
- ② 使用する機材が、本仕様書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を担当職員に提出する。

（２）製造所仕様

本仕様書・共通仕様書に規定されていない特別な材料の使用は、該当製品の製造所の指定仕様によるものとする。

（３）責任施工

本仕様書中に記載されている責任施工の該当工法・施工会社などは、発注者の許可無く変更することは出来ない。

15 現場管理

（１）施工管理等

- ① 受注者は、本仕様書に適合する修繕を完遂させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程及び安全等の施工管理を行う。
- ② 既存施設部分、修理目的の施工済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行う。
- ③ 施工中は、廃棄物及びダストが飛散しないよう留意し、火気を使用する場合は火災が発生しないよう適切な養生を行う。
- ④ 修繕の完成に際しては、当該修繕に関連する部分の後片付け及び清掃を行う。
- ⑤ 工事施工に携わる下請負人に、修繕関係図書の内容を周知徹底する。

(2) 施工中の安全の確保及び環境保全

- ① 労働安全衛生法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法その他の関係法令にしたがい、工事施工に伴う災害防止及び環境の保全に努める。
- ② 工事現場の安全衛生に関する管理は、修繕実施責任者がこれを行う。
- ③ 工事中は、当施設を利用する搬入者及び運転員、職員の活動に充分留意した養生を行うこと。
- ④ 機材を運搬する際にマシンハッチを使用する場合は、あらかじめ担当職員に承諾を得て開閉作業を行い、開口時は開口状態の明示及び養生を行うとともに関係者に十分周知する。
なお、転落リスクを低減するため、マシンハッチの長時間の開放は禁止する。
- ⑤ 稼働中の施設は、施設関係者のほか収集業者、市民の往来があるため、機資材の運搬、工事車両の通行及び作業員の移動時において、事故やトラブルが発生しないよう作業開始前の危険予知、リスクアセスメントに取入れるなどして十分注意する。
- ⑥ 施工にあたり、現場の見えやすい場所に危険予知活動表（KY活動黒板・KYボード）等を掲示する。
- ⑦ 施工管理及び安全管理等について、工事着工前に担当職員と協議すること。
- ⑧ 修繕実施責任者は、工事の安全管理、工事全般の調整及び賀茂環境センター職員とのコミュニケーションを図るとともに、防犯対策及び職員の安全を十分に確保すること。

16 施工時間帯及び立会

- (1) 作業時間は原則として、施設休場日の8時30分から17時までとし、担当職員の承諾を受けた実施工程表にしたがって行う。ただし、受入・処理作業に影響しない準備作業については、この限りではない。
- (2) 施工の立会については、主要部材を設置する場合及び施工後に検査が困難な箇所を施工する場合に行うものとし、適切な時期に担当職員に対して立会の請求を行う。
- (3) 立会計画は次のとおりとする。

修繕項目	材料確認	段階確認	完了立会
機械工事	・機器搬入時	・墨だし後 ・フレーム設置後	・組立完了時
軸受ほか部品取替	・部品搬入時	・既設撤去後 ・手入れ、清掃後	・新品組立後
電気工事	・部品搬入時	・解線・結線状況 ・電線管接続状況	・結線後絶縁抵抗測定 ・配線、配管固定状況
建築工事	・鋼材搬入時	・シュート解体時 ・床開口後	・鉄骨取付け後 ・開口部仕上げ後
試運転調整	—	—	・試運転 ・調整 ・電流値、振動

17 機器の組立・整備

- (1) 整備する機器の部品材質及び精度は、特に指定のない時は、在来品と同等のものとする。
- (2) 機器を組立てるときは、他の箇所に損傷を与えないよう注意するとともに、状況に応じて適切な工具を使用し、軸及び鋳物部等に衝撃を与えないようにする。なお、機器を仮組みした時点で担当職員の確認を受ける。
- (3) 軸受の組立てについては、軸受内輪、軸、その他周辺部材の変形や傷などを発生させないように注意する。
- (4) Vベルトについては、装置電源をオフにし、各プーリがフリーで回転する状態とし、軸間距離を狭めた後、ベルトをセットする。取付け後は、約1分ならし運転を行った後に適性張力に設定する。張り過ぎは軸受の損傷につながるため、メーカーが指定する方法で張力計等を使用して、適切に張力を調整すること。
- (5) ローラーチェーンについては、軸の平行度及び水平度を調整し、スプロケットの芯出しを行い担当職員の確認を受けた後、ローラーチェーンを取付けする。また、試運転にあたっては、たるみが適当であること及びスプロケットへの乗上や巻込がないことを確認する。
- (6) ローラーチェーンカップリングの交換については、芯出し誤差が大きい場合、軸受損傷やカップリングの寿命を縮めることになるため、メーカーの取扱い説明書にしたがい適正に据付する。芯出しにあたっては、スプロケットの角度、平行度及びスプロケット間距離を測定し担当職員の確認を受けること。
- (7) 機器設置については、レーザーや水平器を用いた確実な水平、垂直の調整を行い、担当職員の確認を受ける。
- (8) メーカーの施工基準または施工手順等がある場合は、これにしたがい施工する。

18 溶接

- (1) 溶接接合は、突合せ溶接または、すみ肉溶接により行う。
- (2) 突合せ溶接にあたっては、開先加工または、面取りを適正に行うとともにルート間隔を保持することにより、十分な溶込みを確保する。
- (4) 溶接を行う者は、労働安全衛生法に定める特別教育を受けた者で溶接方法を熟知し、かつ、十分な技量及び経験を有する者とする。
- (5) 溶接作業中は、漏電、電撃、アーク等による人身事故及び火災防止の処置を十分行う。
- (6) 開先加工は、機械加工または、ガス溶断加工とするが、ガス溶断の場合は、グラインダ等で丁寧に仕上げること。
- (7) 溶接後は、グラインダまたは、ワイヤブラシ等で丁寧に清掃し、割れ、アンダーカット、オーバーラップ、クレータなどの有無を目視により確認し、欠陥がある場合は補修を行う。
- (8) 溶接、溶断作業にあたっては、既設の換気設備を利用して適切に換気し、安全な作業環境を保たなければならない。また、既設換気設備で十分な換気ができない場合は、受注者が局所換気装置など適切な機材を準備し酸欠等の災害を防止しなければならない。

19 電気

- (1) 電線は、金属管、P F 管、C D 管、金属製可とう電線管等の内部で接続してはならない。また、芯線相互の接続は、原則として電線コネクタ、圧着端子等の電線に適合した接続金具を用いる。
- (2) 絶縁電線相互及び絶縁電線とケーブルとの接続部分は、絶縁テープ等により、絶縁被覆と同等以上の効力があるように巻き付けるか、または、同等以上の効力を有する絶縁物をかぶせる等の方法により絶縁処理を行う。
- (3) 電線と機器端子との接続は、電氣的及び機械的に確実にを行い接続点に張力の加わらないよう接続する。
- (4) 機器に付属される制御及び操作盤は、「電気設備技術基準」及び「電気用品安全法」に定めるところによるものとし、製造者の標準仕様とする。
- (5) 制御及び操作盤はドアを閉めた状態で、充電部が露出してはならない。なお、感電のおそれのある構造のものは、感電防止の処置を施す。
- (6) 電動の回転機械交換後は、検相または寸動運転により、回転方向を確認しなければならない。

20 塗装

- (1) 一般鋼材及び配管等の補修箇所の塗装は、特記のある場合を除き、下地処理として、錆、スラグ及び汚れ等を清掃後、原則として調合ペイントを用いて行い、錆止め塗装及び上塗り塗装を各 2 回とする。補修箇所周辺も適宜在来塗装と同等色の塗料を 1 回塗装する。また、使用環境及び状況に応じて、耐熱・耐酸塗料等も使用する。
- (2) 塗装作業を行う際は十分に換気を行い、溶剤等による中毒の防止、引火性塗料の発火、爆発及び火災等の事故防止に努める。また、必要に応じ掲示板及び垂れ幕等により周知を徹底する。

21 足場・養生

- (1) 清掃、補修、塗装及びその他機器整備据付等において、作業上足場が必要と認められる場合は、労働安全衛生法に基づく鋼管又は木材等による構造上丈夫な作業足場を設置する。
- (2) 施工中、物体が落下又は飛来して作業者に危険を及ぼすおそれのある場合、若しくは他の建物機器等に損傷を与えるおそれのある場合は、作業者に保護具を着用させ、防止網及びシート等の設置等、危険防止及び建物機器の損傷防止のための養生措置を行う。

22 発生材の処理

本修繕において現場で発生した廃棄物は、担当職員の指示する方法により当センター内で処分、またはリサイクルするものとする。

23 試運転

担当職員の立会いのうえ試運転を行い、確認を受けなければならない。なお、確認の結果、異常を認めた時は、担当職員の指示により再調整の後に再び確認を受けなければならない。

また、各機器の修繕完了の翌日の実負荷運転時に 2 時間程度修繕実施責任者が立会うこと。なお、運転は発注者が行う。

24 遵守事項

受注者は、労働安全衛生法、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第57号）のほか、関係法令を遵守し作業員の安全及び衛生管理に努めなければならない。

25 その他

- （１）修繕に必要な潤滑油、機材及び工具は、特に定めのない場合は持参すること。その他、やむを得ず、本組合の機材及び消耗品等を使用する時は使用品リストを提出し、あらかじめ担当職員の承認を得ること。
- （２）作業員詰所及び機材置場等については、担当職員と協議する。
- （３）本仕様書に定めるもののほか、必要な事項については、発注者、受注者協議のうえ決定するものとする。

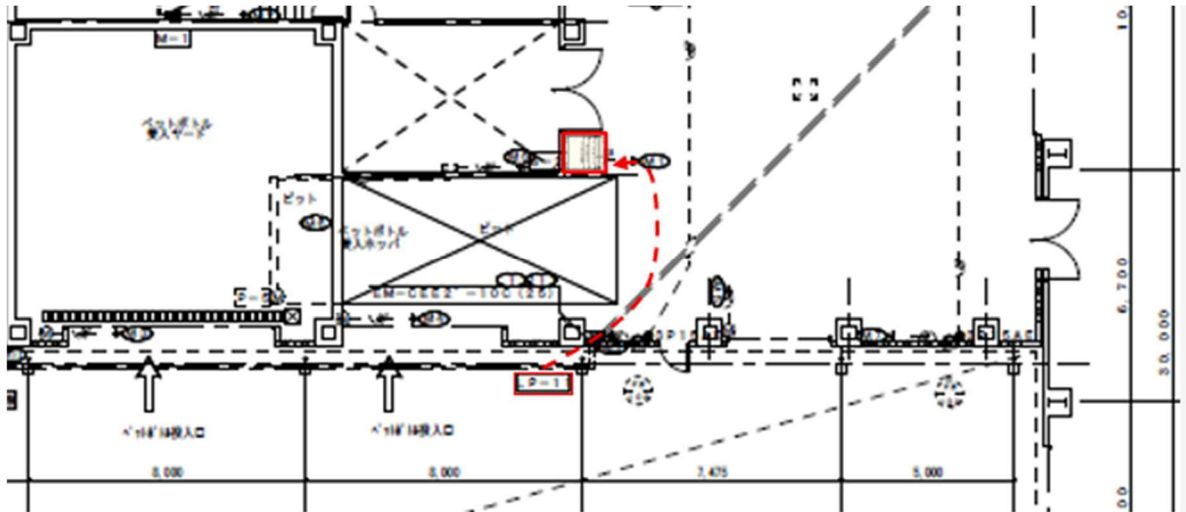
内訳書

1	直接仮設費					
(1)	立入禁止措置 看板、バリケード他	1	式			
(2)	安全帯取付器具 開口部ほか必要箇所	1	式			
(3)	重機費 高所作業車、ユニック等	1	式			
(4)	高所作業台 電動リフト等	1	式			
(5)	足場組立、解体	1	式			
	※機材は参考とする。					
	費目 1. 合 計					

2	機械電気改修工事					
(1)	材料費					
	小型垂直搬送機	鈴木製機	ボ-リフトオート			
	(仕様)	AKS-100型(2停止)				
		積載荷重 100kg				
		電源 三相200V				
		昇降速度 10m/分				
		搬器寸法 W812×D830×H1050mm				
		ローラーコンベヤ式 搬送高=FL+400mm				
		※1-2階 2停止 同一方向出入り				
	副資材消耗品	ビス、塗料、その他				
		1	式			
	(1) 材料費計					
(2)	工事費					
	機材搬入、施工箇所養生	1	式			
	荷台、安全柵ほかフレーム組立て	1	式			
	支柱、土台、昇降路設置、スロープ設置	1	式			
	電気工事	1	式			
	試運転調整	1	式			
	機材運搬費	1	式			
	工機具損料	1	式			
	(2) 労務費計					
	費目 2 合 計					

3	建築解体工事					
(1)	材料費					
	開口部コーナーアングル L65*65*t6 開口寸法1900×1300	1	式			
	電気工事材料 漏電遮断器、配線ケーブル、電線管ほか	1	式			
	副資材消耗品 接着剤、ビニルテープ、アンカー、塗料他	1	式			
	(1) 材料費計					
	寸法は参考とする					
(2)	工事費					
	既存鋼製シュート撤去 □0.6m×4m 撤去・運搬処分共 200kg	1	式			
	床開口 1.9m×1.3m 材工共	1	式			
	コンクリート腰壁はつり	1	式			
	鉄骨補強梁、コーナーアングル設置	1	式			
	既設水配管迂回工事 材工共	1	式			
	既設空気配管迂回工事 材工共	1	式			
	既設電気配線移設工事 材工共	1	式			
	一次電源工事	1	式			
	機材運搬費	1	式			
	工機具損料	1	式			
	(2) 労務費計					
(3)	産業廃棄物処分費 運搬処分共	1	式			
	費目 3 合 計					

位置図 1階



機器図 (参考)

